

「福岡市ブロック塀等除却費補助事業」について

福岡市では、道路に面し、倒壊の危険性が高く早急に除却する必要があるブロック塀等の除却費用の一部を補助することにより、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難所への避難経路を確保することを目的に、「福岡市ブロック塀等除却費補助事業」を設けています。

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（万年塀及び門柱は対象外。）のことです。

■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、ブロック塀等除却工事の内容などについて市と必要な協議をお願いします。（市職員又は専門家による現地調査を行います。）

※工事を既に完了した、または工事実施中の場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください！

■補助対象工事

下記①～③の、道路に面して設けられているブロック塀等を除却する工事が対象です。

- ①高さが2.2mを超えるコンクリートブロック塀
- ②高さが1.2mを超えるコンクリートブロック塀で、控え壁が有効に設けられていないもの
- ③概ね1m以上のブロック塀で、調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの

※高さ2.2mはブロック11段程度、高さ1.2mはブロック6段程度、高さ1mはブロック5段程度です。（ブロック1個の高さは約20cm）



■補助内容、補助金の額

除却するブロック塀等の長さ（単位はメートルとし、1メートル未満の端数が有るときは、これを切り捨てる。）に5,000円を乗じた額と除却に要する費用の1/2に相当する額のどちらか低い額（計算した額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。）とします。なお、補助金の額が1,000円に満たないときは1,000円とします。ただし、15万円を上限とする。

★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市局建築指導部 建築物安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

ホームページ：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引越し >

住まいを建て替える・補修する > 金銭的支援 >

ブロック塀等除却費補助事業（要綱及び様式をダウンロードできます）

（裏面の『手順の流れ』をご覧ください）

『手続の流れ』

